

宿泊事業者事業継続支補助金FAQ

(2021.10.22時点)

新No.	問	答
1	制度 補助対象者は誰ですか。	兵庫県内で、旅館業法の営業許可を得て、以下の①～③を営む宿泊事業者が対象です。 ① 旅館・ホテル(旅館業法第2条第2項) ② 簡易宿所(旅館業法第2条第3項) ③ 下宿(旅館業法第2条第4項) ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除きます。
2	制度 民宿や民泊等は対象となるのか。	旅館業法上の営業許可を得た宿泊施設を対象とするため、住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に根拠を有する民泊は対象外となります。
3	制度 兵庫県外の事業者は補助対象となるか。	県内に施設を有する場合には、県外の宿泊事業者も対象となります。 (主たる事業所が県外にあっても、県内にある施設は対象になります)
4	制度 公の施設、指定管理者の施設についての扱いは。市町が所有する宿泊施設も対象となるか。	旅館業法上の営業許可を取得していることが条件です。 市町が運営費のみ負担し、修繕費等は指定管理者の負担となるような場合等、対象となり得ます。 個々の判断が必要となりますので、市町と指定管理の契約内容がわかるものを添付して申請して下さい。
5	制度 県内で複数の宿泊施設を営んでいるが、それぞれの施設で申請できるか。	県内で複数の宿泊施設を営んでいる場合は、施設数に応じた申請が可能です。 なお、1事業者の施設数に応じた申請数に上限はありません。また、申請は1施設1回限りとなっています。許可番号順に、施設ごとに申請してください。
6	制度 なぜ補助率が6月9日を基準に変わるのですか。	本支援金制度の創設が兵庫県の議会議決日の6/9であるためです。
7	制度 補助対象期間中に新規開業する事業者は対象となるか。	対象となります。 ただし、営業許可を受けた日以降で、かつ、補助対象期間内に支出した経費のみが補助対象となります。
8	制度 申請書類を返却してもらえますか。	返却はいたしません。必ず提出前にコピーをしておいてください。
9	制度 受付期間が変更になることはありますか	予算の上限に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。 その場合、ひょうご観光本部のHPでお知らせします。
10	支払 支払の証拠書類はどのようなものですか	支払いの事実が確認できる証拠書類として領収書(レシート可)が必要です。レシート、領収書で内容、金額、支払日が確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものを併せて添付してください。
11	支払 支払いを確認できる書類を破棄してしまいましたが、申請できるか。	領収書、レシート、等の支払いが確認できる書類がないは、補助対象となりません。
12	支払 既に実施済みの事業で見積書が徴収出来ない場合はどうすればいいか。	価格の妥当性が判断できる書類(価格の分かるホームページやカタログの写し等)を提出してください。
13	支払 支払い方法に制限はありますか。	支払方法は、現金、振込み、振替え(引き落とし)、クレジットによる支払いとします。 なお、商品券・プリペイドカード等の金券及び小切手・手形・仮想通貨・クーポン・ポイント等での支払った経費は補助対象外となります。
14	支払 クレジットカードで支払った場合も対象となりますか	クレジットカードの支払明細書等により、補助対象の購入、支払実績が確認できる場合は対象となります。 ただし、補助対象期間内にクレジットカード決済口座からの引き落としがされていることが必要となりますので、クレジットカード決済口座の、通帳の写しを添付書類として提出して下さい。
15	支払 代表者や従業員が立替払いをした場合は対象となりますか	対象期間内に申請事業者が経費を負担したことがわかる書類の提出がない場合は、対象となりません。
16	支払 1つの領収書のなかに補助事業対象外経費も含まれている場合はどうすればよいですか	領収書の合計額(税別)から対象外となる金額を差し引いた額を記載してください。
17	支払 レシートに、商品ごとの税込価格が記載されている場合は、消費税額をわざわざ計算してから差し引かなければいけませんか	消費税及び地方消費税は対象外となります。 ご面倒ですが、 消費税計算サイト(例: https://keisan.casio.jp/exec/system/1346316660)等を活用して、消費税を計算して差し引いて申請してください。

新No.		問	答
18	支払	領収書ではなく請求書での申請は可能ですか。	対象経費の支出の確認のため、領収書、レシート等、支払が確認できる書類の提出をお願いします。
19	支払	申請者と別名の口座への振込は可能ですか	振込口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。
20	支払	振込先口座の通帳はないがどうすればよいですか	通帳を作成されていない場合は提出不要です。ウェブ通帳やキャッシュカードがあればそのコピーを提出してください。確認書類が添付できない場合、申請書の内容に誤りがないか十分に確認いただき、申請をお願いします。
21	手続	感染拡大防止対策を申請後に追加で行いましたが、再度、申請できるか。	申請は1事業者1回限りとなっています。上限額に達していない場合でも、追加の申請、申請の変更はできません。
22	手続	申請に必要な書類はなにか。	申請する期間ごとに異なりますので、チェックリストをご参照下さい。
23	手続	実績報告に必要な書類はなにか。	申請する期間ごとに異なりますので、チェックリストをご参照下さい。
24	手続	改修・改装工事等計画説明書はどのような場合に提出するか。	設置工事を伴うような場合には、原則として提出して下さい。工事を必要としない備品であっても、通常考える場合より、大量に購入をしている場合等にも、事務局より提出を求める場合があります。
25	手続	県税について未納の徴収金がない証明がされている納税証明書はどこで取得できるのか。	兵庫県の各県税事務所の収納管理担当課で交付いたします。(市町の税担当ではありません。) 「納税証明書(3)…滞納の税額がないことの証明」の取得を申し出てください。
26	補助対象	網戸の設置は補助対象となるか。	新型コロナウイルス感染防止の換気のために網戸の設置が必要な場合は補助対象となります。
27	補助対象	抗菌・抗ウイルスの物品について補助対象となるか。	パンフレット等で感染防止対策の目的で販売していることが確認できる物品で、申請者が新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の目的で購入したのものについては対象となります。
28	補助対象	単なる施設改修や老朽化に伴う設備の更新は対象となるか	単なる施設改修や老朽化に伴う設備の更新は対象となりません。本支援制度の趣旨に沿った改修・改装等であることが必要です。
29	補助対象	宿泊施設にあるお土産屋・レストラン・スポーツジム等も補助対象となるという理解でよいか。	宿泊施設の敷地内であれば対象となります。一方で、宿泊施設から離れた場所にある倉庫、スタッフルームは対象となりません。
30	補助対象	パソコンやワーケーションのためのWi-Fiや什器等の整備も対象経費となるのか。	対象となります。なお、「ネット回線費用」のような経常的な費用については対象外となります。
31	補助対象	リース料は3年先までなど一括で契約しているケースもあると思うが、その場合もすべて対象にできるか。	補助対象期間内のリース料のみ対象となります。
32	補助対象	便器自動洗浄システムは対象となりますか	新型コロナウイルス拡散防止のためにはトイレの蓋を閉めてから洗浄することが望ましいとされていることから、便器自動洗浄システムは対象となりません。
33	補助対象	洋式便器を抗菌便器に代える改修は対象となりますか。	新型コロナウイルス対応ガイドラインにおいて、便器は通常の清掃で問題がないとされており、洋式便器の改修は対象となりません。
34	補助対象	和式便所の洋式化は補助対象になりますか。	新型コロナウイルス対応ガイドラインに、トイレの蓋を閉めてから洗浄することが望ましいとされており、蓋のついていない和式便所を洋式化する場合には、新型コロナウイルスの感染防止対策として補助対象となります。
35	補助対象	消毒液入りディスペンサーは対象となりますか。	消毒液入り自動消毒液噴霧器(ノータッチ式ディスペンサー)も対象となります。消耗品である消毒液も対象となります。
36	補助対象	今回のコロナ対策で消毒液を大量購入し各客室に設置した場合も対象外ですか	消耗品である消毒液も対象となります。
37	補助対象	料理提供方法変更の為の食器はどのようなものですか	例えば、ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代える場合に必要となる食器や部屋食、一人盛りの食事を提供する等のために購入した食器類であれば対象となります。
38	補助対象	電化製品等の保証料は対象となりますか	電化製品等の保証料は対象となりません。
39	補助対象	振込手数料、代引き手数料、送料は対象となりますか	補助対象経費の振り込みにかかる手数料は対象となりません。
40	補助対象	申請書提出後の金額訂正は可能ですか	増額にかかる訂正はできません。
41	補助対象	自動車や不動産購入は対象となるか。	施設改修ではない固定資産の取得は対象外です。